

平成 30 年度 文化学園大学短期大学部学則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 文化学園大学短期大学部（以下「本学」という。）は「新しい美と文化の創造」を建学の精神とし、学校教育法の定めるところにより、社会人として必須な教養を体得させるとともに、社会に貢献し得る良識ある有能な人材を育成することを目的とする。

(学科)

第 2 条 本学にファッション学科を置く。

学科及び学生の定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
ファッション学科	80 名	160 名

(学科の人材養成目的)

第 3 条 ファッション学科は、服装の造形及び流通に関する専門的な知識・技術を習得するとともに、良識ある社会人としての教養を体得し、社会と服飾産業界に貢献し得る人材を育成する。

(修業年限)

第 4 条 本学の修業年限を 2 年とする。ただし、在籍年数は 4 年を超えることができない。

(附属図書館)

第 5 条 本学に附属図書館を置く。附属図書館に関する規程は別に定める。

第 2 章 学科及び履修方法

(授業科目)

第 6 条 本学の授業科目、単位数は、別表 1 に定めるとおりとする。

(卒業・単位認定・成績評価・学位)

第 7 条

(1) 本学に 2 年以上在学し、次の単位を修得した者に対してその卒業を認める。

	ファッション学科
総合教養科目	6 単位以上
外国語科目	2 単位以上
コラボレーション科目	2 単位以上
キャリア形成教育科目	8 単位
専門教育科目	50 単位以上
自由選択科目	2 単位以上
計	70 単位以上

(2) 単位認定

履修科目の単位は原則として次の各号を充足したものについて認定される。

ア 授業時数3分の2以上出席した者

イ 定期試験（レポート、論文、作品を含む。）において合格点に達した者

(3) 成績評価

成績評価は、原則として試験成績（レポート、論文、作品を含む）・平常成績・出席状況等を総合して決定し、その科目の総合点は次による。

80点以上をA又はS、70点以上80点未満をB、60点以上70点未満をC、60点未満をEとし、C以上を合格、Eを不合格とする。また、P（認定）を置き、入学前・転入等による修得単位、参加型授業等の評価とする。

本学では評価の制度を厳格にし、学生の学習意欲を育てる意味で、A評価対象者の中で特段に優秀な学生にS評価を与えることができる。

なお、S評価はA評価対象者の中でも特段に成績優秀であり、出席や学習に対する意欲等において、他の学生の模範となる場合に与えるものとする。

(4) 卒業者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

短期大学士（服装学）

(5) 単位履修に関する細則は別に定める。

（単位数の計算）

第8条 授業科目の単位は原則として次の基準により計算する。

講義 毎週1時間15週を1単位とする。授業1時間に対し、教室外における2時間の準備のための学習を必要とする。

演習 毎週1又は2時間15週を1単位とする。授業2時間に対し、教室外における1時間の準備のための学習を必要とする。

実験実習 毎週2又は3時間15週を1単位とする。学習はすべて実験実習室で行われるものとする。

第3章 入学・退学・休学・転学・除籍

（入学時期）

第9条 入学時期は学年の始めとする。

（入学資格）

第10条 本学の入学資格を次のとおりとする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 高等専門学校の3年次を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者（12年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程又は研修施設の課程を修了し、18歳以上である必要がある。）

(4) 外国における、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した18歳以上の者（12年未満の課

程の場合は、さらに、指定された準備教育課程又は研修施設の課程を修了する必要がある。）

- (5) 外国において、文部科学大臣が指定した11年以上の課程を修了したとされるものであること等の要件を満たす高等学校に対応する学校の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の高等学校相当として文部科学大臣が指定した外国人学校を修了した18歳以上の者(12年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程を修了する必要がある。)
- (7) 高等学校と同等と文部科学大臣が認定した在外教育施設の課程を修了した者
- (8) 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程を修了した者
- (9) 文部科学大臣の指定した者
- (10) 高等学校卒業程度認定試験(旧大検)に合格した者(なお、18歳に達していないときは、18歳に達した日の翌日から認定試験合格者となる)
- (11) 本学において、個別の入試資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳以上のもの

(入学試験)

第11条 入学志願者には入学試験を行う。

第12条 入学志願者は指定期日までに別表2の(1)に定める入学検定料を添えて、募集要項に定める書類を提出しなければならない。

(休学・退学・再入学)

第13条 病気その他の事情により休学又は退学しようとする者は、所定の手続をとらなければならない。これに関する規程は別に定める。

退学者で再入学を願い出る者については、正当な事由ありと認めた場合、退学許可後1カ年以内に限り無試験により原籍に編入することがある。

(転学)

第14条 他の大学から本学へ、本学から他の大学へ転学しようとする者は所定の手続をとらなければならない。これに関する規程は別に定める。

(除籍)

第15条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て除籍する。

- (1) 授業料、施設費、図書費、演習実習費(以下「学費」という。)を前期後期各納入指定日より6カ月以内に納入しなかった者
 - (2) 休学期間を超えてなお修学できない者
 - (3) 第4条の在籍年数を超えた者
- 2 前項第1号及び第2号により除籍された学生が再入学を願い出た場合は第13条の規定を準用する。

第4章 入学検定料・入学金・学費

(入学検定料・入学金・学費)

第16条 入学検定料、入学金は、別表2の(1)に定めるとおりとする。

2 学費は、別表2の(2)に定めるとおりとする。

(学費等の返還)

第17条 既納の学費は、いかなる理由があっても返還しない。ただし、入学前の3月31日までに入学取消しをした場合の学費はこの限りではない。

2 校外における研修等のために別途徴収する科目履修のための費用を納入後にやむを得ず参加不能となった場合は、費用の全額又は一部を返金することがある。

第5章 職員組織

(職員)

第18条 本学に次の職員を置く。

学長・教授・准教授・講師・助教・助手・事務員・技術員・司書その他必要な職員を置く。また、副学長・主事を置くことができる。

(職務)

第19条 学長は本学の校務を総理し所属の職員を統督する。

2 副学長は学長を補佐して学長に事故あるときはその所管事項を代行することができる。

3 主事は学長・副学長を補佐して本学の校務を掌握する。

4 教授は特に優れた知識、能力及び実績を有する者で、学生の教授に当たるとともにその研究を指導し、又は研究に従事する。

5 准教授は優れた知識、能力及び実績を有する者で、学生の教授に当たるとともにその研究を指導し、又は研究に従事する。

6 講師は教授又は准教授の職に準ずる。

7 助教は知識及び能力を有する者で、学生の教授に当たるとともにその研究を指導し、又は研究に従事する。

8 助手は教育研究の円滑な実施に必要な業務を行う。

9 事務員は事務に従事する。

10 技術員は校舎施設の営繕・機械機器等の諸設備の修理保全に当たる。

11 司書は図書館に関する事務に従事する。

第6章 教授会

(教授会)

第20条 本学に教授会を置く。

教授会に関する規程は別に定める。

第7章 専攻科

(専攻科)

第21条 本学に専攻科を置き、修業年限は1年とする。

2 入学定員は下記のとおりとする。

ファッション専攻 20名

(専攻科の授業科目)

第22条 授業科目・単位数は別表3に定めるとおりとする。

(専攻科の入学資格)

第23条 専攻科の入学資格は、本学を卒業した者及びこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

(専攻科の授業料等納入金)

第24条 授業料等納入金は別に定める。

(専攻科の修了)

第25条 専攻科に在学し次の単位を修得した者に対しその修了を認める。

ファッション専攻 24単位以上

第8章 科目等履修生・委託生及び公開講座

(科目等履修生)

第26条 本学において所定の授業科目を履修し、単位を修得することを希望する者があるときは、当該授業科目の担当教員及び当該学科において適当と認め、本学学生の授業に支障がない場合に限り、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生の入学検定料、入学金、履修費を別表4のとおり定める。

(委託生)

第27条 教育委員会、学校その他の公共機関又はこれに準ずる機関からの委託により、本学において授業及び研究を希望する者があるときは、担当教員及び関係学科において適当と認め、本学学生及び研究に支障のない限り、委託生として入学を許可することができる。

2 委託生の入学検定料、入学金、授業料を別表5のとおり定める。

第28条 科目等履修生・委託生及び公開講座に関しては別に規程を設ける。

第9章 学年・学期及び休業日

(学年・学期)

第29条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第30条 学年を前期・後期に分け、前期を4月1日から9月20日まで、後期を9月21日から翌年3月31日までとする。

2 年間の授業日数は定期試験等の日数を含め35週を原則とする。

(休業日)

第31条 休業日を次のとおり定める。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 学園創立記念日(6月23日)

(4) 春季休暇 3月13日から4月4日まで

(5) 夏季休暇 8月1日から9月10日まで

(6) 冬季休暇 12月23日から1月7日まで

2 学長は、必要がある場合は前項の休業日を臨時に変更することができ、また臨時の休業日を定めることができる。

第10章 賞 罰

(表彰)

第32条 学業の特に優秀な者又は表彰すべき善行のある者については表彰することがある。

(懲戒)

第33条 学生が不正や不当な行為を行った場合、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。懲戒に関する規程は、別に定める。

第11章 学生寮及び厚生保健

(学生寮及び厚生保健)

第34条 学生寮及び厚生保健に関する規則は別に定める。

第12章 学則の施行

(学則の施行)

第35条 この学則の施行について必要な事項は、教授会の議を経て、学長がこれを定める。

附 則

この学則は、昭和25年4月1日制定施行する。

附 則

この学則は、昭和37年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和38年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和39年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和40年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和41年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、平成3年12月1日改定施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日改定施行する。

附 則

1 この学則は、平成14年4月1日改定施行する。

2 第6章の規定は、平成14年10月1日改定施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日改定施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日改定施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日改定施行する。
- 2 第7条の規定は、現に在学する学生についても、平成17年10月1日改定施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日改定施行する。
- 2 この学則は、平成18年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
ただし、第15条及び第36条については、現に在学する学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日改定施行する。
- 2 この学則は、平成19年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
ただし、第18条、第19条及び第20条については、現に在学する学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日改定施行する。
- 2 この学則は、平成20年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
ただし、第30条については、現に在学する学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日改定施行する。
- 2 この学則は、平成21年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日改定施行する。
- 2 この学則は、平成23年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
ただし、校名変更については、現に在学する学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日改定施行する。
- 2 この学則は、平成24年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
ただし、第15条及び第16条については、現に在学する学生にも適用する。
- 3 第2条の規定にかかわらず、平成24年度から平成25年度までの収容定員は次のとおりとする。

学 科	収容定員	
	平成24年度	平成25年度
服装学科	320人	240人
生活造形学科	100人	80人

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日改定施行する。
- 2 この学則は、平成25年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
- 3 第2条の規定にかかわらず、平成25年度から平成26年度までの収容定員は次のとおりとする。

学 科	収容定員	
	平成 25 年度	平成 26 年度
服装学科	240 人	240 人
生活造形学科	40 人	—

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 26 年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 27 年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 28 年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
ただし、第 33 条については、現に在学する学生にも適用する。
- 3 第 2 条の規定にかかわらず、平成 28 年度から平成 29 年度までの収容定員は次のとおりとする。

学 科	収容定員	
	平成 28 年度	平成 29 年度
服装学科	120 人	—
ファッション学科	120 人	240 人

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 29 年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
- 3 第 2 条の規定にかかわらず、平成 29 年度から平成 30 年度までの収容定員は次のとおりとする。

学 科	収容定員	
	平成 29 年度	平成 30 年度
ファッション学科	200 人	160 人

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 10 月 1 日改定施行する。ただし、第 18 条については平成 29 年 7 月 1 日より適用する。
- 2 この学則は、平成 29 年度の入学生から適用し、現に在学する学生については、なお、従前の学則とする。ただし、第 18 条については、現に在学する学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日改定施行する。
- 2 この学則は、平成 30 年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。
ただし、第 6 条、第 7 条及び第 35 条については、現に在学する学生にも適用する。

別表1

ファッション学科

授業科目	単位数	授業科目	単位数
[ファッション学科]			
総合教養科目		専門教育科目	
A (人間と文化)		服装デザイン	2
文学	2	カラーコーディネート論	2
美術	2	ファッションビジネス論	2
日本の文化	4	ファッション社会学	2
史学	2	アパレル製品論 I	2
英語の世界	2	ファッション造形基礎実習	2
		ファッションデザイン画	1
B (人間と社会)		メディア表現・プレゼンテーション演習	1
社会学	2	デジタルデザイン実習 I	2
国際理解論	2	ファッションコーディネート論	2
経済学	2	フォーマルマナーとファッション	1
現場から見たマスメディア	2	ファッションマーケティング演習	2
TVジャーナリズム論	2	販売実務演習 I	1
法学	2	販売実務演習 II	1
文化人類学	2	ファッションマテリアル	2
		総合演習 (チームによるブランド企画)	4
C (人間と自然)		総合演習 (卒業制作)	4
感性学	2	快適アパレル論	2
心とからだのサイエンス	2	アパレル製品論 II	2
数学	2	マーチャンダイジング演習	2
情報とコンピュータ	2	ファッション造形実習 A	2
スポーツ演習	2	ファッションクラフト	1
心理学	2	パターンメイキング実習 I	2
環境とからだのサイエンス	2	デジタルデザイン実習 II	2
臨床心理学	2	グラフィックデザイン実習	2
		デザイン発想	1
外国語科目		バイヤー実務論	2
英語 I	2	ディスプレイ演習	2
英語 II	2	ファッション造形実習 B	2
フランス語 I	2	パターンメイキング実習 II	2
フランス語 II	2	プリントデザイン実習	2
中国語 I	2	デザイン表現素材実習	1
中国語 II	2	ファッション史	2
日本語総合演習 (基礎)	2	和裁	2
日本語総合演習 (応用) A	1	アパレル生産・流通論	2
日本語総合演習 (応用) B	1	ファッション造形実習 C	2
オーラルイングリッシュ	2	アパレル CAD 実習	1
TOE I C A	1	ファッションプロモーション	2
TOE I C B	1	インテリアデザイン	2
キャリア形成教育科目			
キャリアデザイン導入編	1		
キャリアデザイン実践編 I	1		
キャリアデザイン実践編 II	1		
キャリアデザイン展開編	1		
ビジネスマナー演習	1		
クリエイティブキャリア論	2		
文章表現演習	1		

別表 2

(1) 入学検定料・入学金 (単位：円)

	入学検定料	入学金
ファッション学科	35,000 留学生 10,000	280,000

(2) 学費 (年間)

(単位：円)

	納期	授業料	教育充実費	演習実習費	健康診断料 ・賠償保険
ファッション学科	1年次	690,000	310,000	60,000	1,500
	2年次		300,000	65,000	

別表 3

授業科目	単位数
ファッション専攻	
ファッション英会話	2
色彩計画演習	1
ファッションマテリアル演習	1
ファッションマネジメント	2
インターンシップ (企業研修)	2
修了研究	6
ファッションビジネス演習 A	2
ファッションクリエイティブ演習 A	2
ファッションプロモーション演習 A	2
ファッションビジネス演習 B	6
ファッションクリエイティブ演習 B	6
ファッションプロモーション演習 B	6
ファッションクラフト	2
ファッションデザイン画演習	2
ビジュアルマーチャンダイジング	2

別表 4

(1) 科目等履修生 入学検定料・入学金 (単位：円)

入学検定料	入 学 金
18,000	76,000

(2) 科目等履修生 履修費 (単位：円)

講 義 科 目 (1 単 位)	演習実習科目 (1 単 位)	
	履 修 料	演習実習料
30,000	30,000	20,000

別表 5

(1) 委託生 入学検定料・入学金 (単位：円)

入学検定料	入 学 金
18,000	76,000

(2) 委託生 授業料 (単位：円)

授業料 (6ヵ月)	授業料 (1ヵ年)
350,000	700,000